

鋼 船 規 則

規
則

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産,
貯蔵, 積出し設備

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2016 年 12 月 27 日 規則 第 74 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出し設備

3 章 船体構造及び艀装

3.4 船体構造

3.4.1 一般

-3.を次のように改める。

- 1. 構造部材の分類及び鋼材の使用区分は，**P 編 6.2** の規定によらなければならない。
- 2. 溶接継手設計は，**C 編 1.2** による。なお，応力集中箇所の溶接継手及び疲労強度設計において継手形状を考慮する場合は，それに関する資料を本会に提出し本会の承認を得なければならない。
- 3. 氷水域で操業する浮体施設にあつては，**I 編 58 章**の規定を準用しなければならない。
- 4. ムーンプールやターレット係留装置等の大きな開口を設ける場合は，必要に応じて補強し，強度の連続性について留意しなければならない。
- 5. 曳航状態の浮体施設の強度については，本会の適当と認めるところによる。

附 則

1. この規則は，2017 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，遡及して適用される要件がある場合はこの限りではない。